

平成19年度第4回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年12月14日(金) 14:00~16:00
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員, 岡部委員, 白石委員, 千葉委員, 馬渡委員, 三浦委員, 村上委員, 山田委員(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

今年も1年が過ぎようとしておりますが、昨今は、原油価格の高騰など私たちの生活に直面した話題がある一方、本県にとっては財政状況が厳しい中、東京エレクトロンに続き、セントラル自動車の本県に立地していただくという大変なビックニュースが入ってまいりました。産業振興を契機とした県政発展への明るいきざしを感じているところでございまして、学長をはじめとした大学の方々におかれましても、目標として掲げる「富県宮城」に向けた取り組みに御尽力いただければと思います。

さて、本推進会議につきましては、前回まで「法人の定款」について御審議いただきまして、委員の皆さんからは、おおむね御承諾を得ていたところでございます。本日は、来年2月の議会に上程を予定しております「法人の定款案」と「評価委員会条例案」につきまして、成案化に向けた御審議をお願いいたしますとともに、これまで各専門部会で検討してまいりました事項につきまして、その状況を御報告することとしております。

宮城大学においては、皮膚・排泄ケア分野の認定看護師を養成する機関としては東北初となる「宮城認定看護師スクール」の開設と、事業構想学研究科における博士課程の設置を、ともに来年度に控えており、地域に貢献する大学としての存在感がますます高まっていくものと期待しております。こうした流れをつないでいき、法人化によってさらなる飛躍が遂げられますよう、皆さんからの活発な御意見をいただければ幸いに存じます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

報告事項

平成19年度第3回法人化推進会議 会議要旨について

事務局から報告資料及び資料1に基づき、「第3回法人化推進会議」で協議した項目、検討経過及び決定事項について報告した。

協議事項及び発言要旨

公立大学法人宮城大学定款案について

組織・運営専門部会及び財務・予算専門部会の部会長から資料2に基づき、「公立大学法人宮城大学定款案」について章ごとに説明した。

《部会長が「第1章 総則」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第1章 総則」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

引き続き、「第2章 役員及び職員」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第2章 役員及び職員」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第2章 役員及び職員」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

第12条第1項で「学長となる理事長の任期は、6年を超えない範囲内」とありますが、6年はどう取り扱われますか。

(部会長)

任期は6年までは良いということになります。

(議長)

他にございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

引き続き、「第3章 理事会」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第3章 理事会」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第3章 理事会」について説明がありました。この章では、前回、第16条第2項にあります「理事会の招集請求権」について議論がなされました。こうした点も踏まえて、御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

引き続き、「第4章 審議機関」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第4章 審議機関」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第4章 審議機関」について説明がありました。この章につきましても、理事会と同様に第20条第2項にあります「経営審議会の招集請求権」について前回議論がなされました。この点も踏まえて、御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

引き続き、「第5章 業務の範囲及びその執行方法」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第5章 業務の範囲及びその執行方法」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第5章 業務の範囲及びその執行方法」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

引き続き、「第6章 資本金等」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第6章 資本金等」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第6章 資本金等」について説明がありました。法人への出資財産の範囲につきましても、前回議論がなされたところでございますが、この点につきまして御意見・御質問はございませんか。

(委員)

第29条の別表について、定款には「時価を基準として評価」とありますが、いずれは評価額を記載することになりますか。

(事務局)

定款の別表に、評価額は記載しません。

(委員)

そうしますと、出資財産の評価額は、法人の設立の時の財産目録に入るなど、どのような形で入ってくることになりますか。また、出資の日は、いつでしょうか。

(事務局)

出資財産の評価額については、議会の議決を得る際に表示することになります。また、出資の日は平成21年4月1日となります。

(委員)

事務的な作業を4月1日に全部行うわけにはいかないもので、何ヶ月か前に評価をするということになるのでしょうか、それは構わないのですか。

(事務局)

「出資の日における時価を基準とする」ということですので、評価は4月1日以前でも構わないと思います。

(委員)

4月1日以前に議会の議決を得るわけですから、その時点では、出資の日における時価にはならないので、わずかでも評価額にズレが生じる場合に問題はないかと思ったわけです。また、定款の別表には評価額が必要となるのではないですか。

(委員)

出資の日の評価となりますと、定款は平成20年2月議会で提案する予定ですので、当然時間的なズレは出ます。建物の場合は取得時点からの償却をすれば良いですし、土地の鑑定の場合は、何月何日現在の価格というよりは、取引事例や地価公示の評価額を参考にするの

が通常です。株の取引のように何月何日の価格ということもないでしょうから、土地や建物の場合は、4月1日時点の評価というのも難しいと思います。

(委員)

鑑定は、いつ行うことになりますか。

(事務局)

来年度に行います。この規定は「時価を基準として」ということですので、ぴったり4月1日という訳にはいかず、鑑定士から平成21年4月1日時点の評価はいくらですという評価をいただくことになります。定款の別表には評価額は記載しませんが、法人に承継する財産の議案を議会に上程する際には記載しますし、大学にも示すことになります。

(議長)

第29条は「出資の日における」を入れないで、単純に「時価を基準として」ではだめですか。

(事務局)

法律に「出資の日における時価を基準として」とあり、定款にはそのまま記載しております。

(委員)

公的に行っている固定資産税の評価なども、例えば平成19年4月1日現在といっても、その日の土地の評価というわけではなく、前年度に評価を行っているわけですから、厳密に日ごとに価格が変わるという認識でなくても良いと思います。

(委員)

坪沼農場の登記簿面積と土地台帳面積がだいぶ違うわけですが、定款への記載はどちらを使うのですか。また、双方の面積に相違がある場合は説明が必要だということですが、どういう説明をするのですか。

(部会長)

坪沼農場の場合は、土地台帳の面積を使います。また、登記簿は、国土調査をしない限り正しい面積を表さないことが多いので、実測に基づいた土地台帳の面積を使用するという説明で十分通用すると思います。

(議長)

色々とお意見が出されましたが、これにつきましても、原案のとおり記載することによってよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは引き続き、「第7章 雑則」及び「附則」について、専門部会での検討結果を説明願います。

《部会長が「第7章 雑則」及び「附則」について説明した。》

(議長)

ただいま、「第7章 雑則」及び「附則」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、原案のとおり記載することといたします。

定款については以上となりまして、すべて原案のとおりとすることといたします。

なお、部会長の説明にもありまして、法令審査などがありますので、基本的な部分についての変更はございませんが、軽微な修正については事務局に任せたいと思います。

公立大学法人宮城大学評価委員会条例案について

目標・評価専門部会の職務代理者から資料3に基づき、「公立大学法人宮城大学評価委員会条例案」について説明した。

(議長)

ただいま、「公立大学法人宮城大学評価委員会条例案」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

臨時委員との関係で、第6条に「意見の聴取等」とありますが、臨時委員を置く意味は何でしょうか。専門的な意見というのであれば関係者を呼んで聴けば十分ではないかという気がしまして、あえて委員に任命して審議させるケースというのは実態にあるのでしょうか。

(職務代理者)

確かに、こども病院の場合は医療関係で、より専門的なことがあり得るということですが大学の場合はどうかという意見が部会でもありました。ただし、意見の聴取というのは聴くだけで、例えば法的な知識を必要とするような場合など、臨時委員は委員として採決に加わることとなります。現状ではっきりと想定できるケースはありませんが、事案が生じた時点で規定するよりは、予め用意しておいた方が良いのではないかと、また、こども病院と同様の規定であればあっても良いのではないかとということで、このような記載となりました。

(委員)

評価方法や評価基準は、評価委員会ができてからとなりますか。

(職務代理者)

そうなります。これからの検討ということになります。

(議長)

評価委員会は大学の外部に置かれるのですか。

(事務局)

大学の外部に置いて、大学の業績評価だけではなく、中期目標に関する意見など色々な意見をいただくようになります。また、これまで基本方針の作成に当たっても、外部者の意見は聞いておりませんが、先行法人では大学の改革を検討する際に、初めから外部者の意見を入れて方針を決めている例もあります。評価委員会には法律に定められている事項のほか、知事が必要とする部分についても意見をいただく場面もあるかと思えます。

(委員)

今の件について、法律に規定のない事項についての意見聴取も必要だと思いますが、条例にはそういうことが記載されていませんよね。評価委員会は地方独立行政法人法に基づき設置するもので、その役割はきちんと決まっているわけです。また、国立大学の場合には、文部科学省に評価委員会が置かれています。教育研究の評価は大学評価・学位授与機構に要請して、機構での評価結果を踏まえて文科省の評価委員会が評価を行っています。条例には記載しなくてもよろしいですが、大学の業務の中で教育研究に関する評価については特別の仕組み、こういうことをやるのだということを、委員会が発足したら内部規程などで定めておくことが必要かと思えます。

(議長)

条例そのものについて、何かございますか。

それでは、具体的な運営については今後詰めていくこととし、この案のとおり成案化していきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

中期目標・中期計画等の概要について

目標・評価専門部会の職務代理者から資料4に基づき、「中期目標・中期計画等の概要」について説明した。

(議長)

ただいま、「中期目標・中期計画等の概要」について説明がありました。これについて、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

中期目標と中期計画の項目につきましては、担当する専門部会で検討したものであり、これについて了承することはよろしいと思います。ただし、項目を決定することと内容を決定することは異なるものと考えており、手続きとしては、目標を定める時には、法人の意見を聴き、その意見に配慮して知事が指示するというのが基本の流れです。そうした意味からしますと、まずは大学で項目に従ってひとつおりの検討・記載し、県に提出した後の検討の場が専門部会ということであればよろしいと思います。資料にあるような形ですと、各部会から意見が出てくることになり、大学の組織の中で自分たちが中期目標・中期計画を作って県に出すというプロセスがないように見えますので、その点が気になっています。目標は知事が示すことは理解していますが、法人の意見に配慮するという点をどのように考えられているのかと感じております。項目としては原案で良く、これに従って大学の方で検討することはできます。

(事務局)

資料中の表示については、それぞれの専門部会に割り振られた項目として御理解いただいて良いと思います。実際の内容がどういった文言となるかにつきましては、各部会には事務職員のほか先生方も入っておりますので、全ての部分について部会が叩き台を作って協議するというのではなく、大学から上がってきた案についても、その中で調整するという形でやっていきたいと思っております。特に教育研究部分につきましては、現実的に先生方の意見が重視されなければなりませんので、大学の学部や研究科で検討していただき、大学の意見としてあがってきたものを部会で文言の整理をしていくものと考えております。

(委員)

教育研究はそうですが、それ以外の人事や予算につきましても教育研究のあり方と、かなり関わりがあります。また、自己努力が必要となり、大学運営にも自主性や自律性が求められることからすれば、大学内でみんなが参画し議論して作った目標であるからこそ実効性があると考えております。作成のルートとしては、大学案がある程度まとまった段階で専門部会において調整していただき、推進会議や評価委員会の意見を聴いて知事に提出するというのであれば良いと考えております。そろそろ、そういった作業もしなければならないと思っており、若干の準備もしているところです。

(事務局)

作業が本格化するのには評価委員会ができてからで、評価委員会に案を提示して意見をいただくということになります。今年度は、概略的な形でも一度全体を通して記載し、来年度に備えるということで考えておりました。

(委員)

議会への上程も含めて、今後のスケジュールはどうなっていますか。

(事務局)

議会への上程は、平成21年2月を考えておまして、その間に評価委員会に項目ごとに付して意見をいただくことになると思います。本格的な議論は来年度からになりますが、今年度は概略的な形でも学内で検討していただいて来年度に備えるといったスケジュールを考えておりました。

(委員)

分かりました。大学案の作成をひとつおり今年度いっぱい用意し、その後専門部会

や推進会議，評価委員会といった流れということですね。

(議長)

中期目標と中期計画については非常に大事な作業になると思いますので，今後の取りまとめなどよろしくお願ひしたいと思ひます。項目案につきましては，原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

財務会計システムについて

財務・予算専門部会の部会長から資料5に基づき「財務会計システム」について説明した。

(議長)

ただいま，「財務会計システム」について説明がありました。これについて，御意見・御質問はございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは，今後関係する方々の御意見も踏まえ，引き続き専門部会で検討を進めるようにしてください。

人事給与システムについて

人事・労務専門部会の部会長から資料6に基づき「人事給与システム」について説明した。

(議長)

ただいま，「人事給与システム」について説明がありました。これについて，御意見・御質問はございませんか。

(委員)

人事給与については，パッケージ商品をカスタマイズしてもかなり費用がかかるということですので，ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)に全部お願ひして運用することが市町村規模でも当たり前になっていることからしても，それで良いと思ひます。

しかしながら，システムを個別に切り離して検討されているようですが，財務会計や人事給与と他のシステムとの連携について，学内の専門の先生方はどのように考えられているでしょうか。ネットワークの連携やセキュリティ・ポリシーをきちんと考える必要がありますし，せっかくシステムを作るのに連携が図れないとモったいない部分もありますので，専門の先生方がいらっしゃるのであれば，十分に検討・議論をしていただいた方が良いと思ひますが，状況がどうなっているかお聞かせいただけますでしょうか。

(委員)

システムを考えるにしても，システムは人事給与の制度に合うように作らなければならないと考えておりますが，現時点では給与規程ができあがっておりません。就業規則案はできあがっておりますが，その一部を成すはずの給与規程案は検討中ですので，今までの給与規程が使えるかどうかの見極めが必要です。法人化するので，評価の方法や欠勤の扱いも違ってくるのではないかと思われ，現在のシステムがそのまま使えないとなれば，新しいシステムについて給与規程にあわせた仕様書をまず作る必要があると考えておりました。その仕様書に基づいて，どの程度カスタマイズが必要となるのか，業務委託となるのか，順序としてはそうなると思ひていましたので，人事給与にシステムを導入しないとの部会での検討結果は尊重しますが，そちらとの関係がどうなるかは気になるところです。部会の意見は重要な

参考意見としますが、学内で事務職員と教員が給与規程を作成しようとしておりますので、その進行にあわせて人事給与システムをどうするかについて検討したいと思います。大学の準備としては、あと1、2ヶ月は時間が欲しいところです。

(委員)

実際にシステムを作るとなれば業務の流れや諸規程が決まらなるとそれに合わせた設計ができない訳ですが、その前にシステム全体をどのようにするかという大きなところを考えておかないと、個別にシステムを作って連携が取れなくなるなど、後でロスが出てくる部分があると思います。

(委員)

先日、県には財務会計システムと人事給与システムのほか簡便な決裁システムを考えていることをお話ししました。人事給与にシステムを導入しないというのは、財務会計システムに人事給与システムがうまく適合しないという判断かも知れませんが、それが良いかどうかは分かりませんが、学内の専門家を集めた議論が必要ということであればそのようにしたいと思います。

(事務局)

財務会計システムについては、監査法人からもアドバイスをいただき、全体を見てネットワークがどうなるかも含めて今後検討をしてみたいです。給与計算業務をアウトソーシングとしたことについては、民間だけでなく、自治体の給与計算についても制度の変更に対応したソフトを持っているという話でしたので、年間の委託費が安価で、人件費も浮くのではないかとということも総合的に考慮しまして、当面はアウトソーシングでと部会では結論づけました。

(委員)

今のお話ですと、財務会計システムとの整合がなくても良いという判断を含んでいるということですか。人事給与だけは独立してやった方が良いということですか。

(事務局)

そういう判断ではありません。

(委員)

専門部会で出された意見ということですが、必要があれば財務会計システムとの関係も含めて検討しなければならないものと考えております。

(議長)

専門部会での検討結果は尊重しますが、システムの連携などといった観点を加味して改めて検討してみてもいいですか。その結果、原案のとおりだとしても、御意見をいただいたことを踏まえて専門部会で議論していただければと思います。

(委員)

現在ある教務システムは古くなり、使い勝手も悪く、ちょっと手を加えると高額の変更料がかかるということが学内で話題になっていますが、このシステムをどうするかということも1つ問題になっています。

(事務局)

当該システムは以前から使い勝手が悪いとの話があり、平成16年度の更新の際に、他大学で使用している使い勝手が良いものに変えることを検討しましたが、システムを変更するまでには至らず、従前から同じものを導入している状況にあります。法人化にあわせて、授業料債権管理システムなど資金管理ができるものも含め、システム全体について監査法人からノウハウをもらいながら検討をしていきたいと考えておりました。

(議長)

他にございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、皆さんからの御意見を踏まえ、引き続き専門部会で検討を進めるようにしてください。

協議事項につきましては以上となりますが、「定款案」と「評価委員会条例案」につきましては、関係部署とも調整の上、成案を2月議会に上程するようにしてください。次回は、中期目標・中期計画の素案のほか、財務会計制度や人事労務制度について御審議をいただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

その他

次回の推進会議を、1月31日(木)午前中に開催する予定とした。